

八街市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八街市耐震改修促進計画により、地震発生時に倒壊の恐れがあるコンクリートブロック塀等の除却を行う者に対し、八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内においてその除却に要する費用の一部を補助することにより、市民の生命及び身体を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険ブロック塀等 道路に面した敷地内にあるコンクリートブロック塀等であって、道路面からの高さが、1.2メートルを超え、かつ、道路境界線までの水平距離以上のもので、地震発生時に倒壊の恐れがあると市長が認めるものをいう。
- (2) 道路 市内に存する道路であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定するものをいう。
- (3) コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造による塀及び門柱並びにこれらの基礎をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、危険ブロック塀等の全部又は一部の除却に要する経費をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、施工業者による危険ブロック塀等の除却を行う次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 危険ブロック塀等を個人で所有又は管理している者
- (2) 対象となる危険ブロック塀等の除却について、市で実施している他の制度による補助金等を受けていない者
- (3) 対象となる危険ブロック塀等の除却が土地又は建物の販売を目的としていない者

2 前項第2号の規定は、当該危険ブロック塀等の除却以外の経費について、市で実施する他の制度による規定の適用を妨げるものではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、危険ブロック塀等の除却に要した金額の3分の2以内の額で、10万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、危険ブロック塀等の除却に係る契約を締結する前に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類は、市が保有する公簿等を確認することに同意する場合は、省略することができる。

- (1) 危険ブロック塀等の所有者又は管理者が確認できる書類
- (2) 案内図
- (3) 住民票の写し
- (4) 危険ブロック塀等の除却前の状況を明らかにする写真
- (5) 危険ブロック塀等の除却に要する費用の見積書の写し
- (6) 危険ブロック塀等の除却の内容を明らかにする図面
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 申請者は、交付決定後に申請の内容を変更しようとするときは、当該変更の内容について、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認する場合は、その旨を通知するものとする。

(立会い)

第9条 申請者は、危険ブロック塀等の除却を実施する前に、立会いを受けな

ければならない。

2 市長は、前項の規定による立会いを実施するときは、危険ブロック塀等の除却の施工業者及び申請者の立会いを求めることができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、危険ブロック塀等の除却の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定日が属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 危険ブロック塀等の除却を行った箇所の工事施工前、工事施工中及び工事施工後の状況を撮影した写真及びその撮影場所を明記した図面
- (2) 契約書及び領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の通知を受けた申請者は、市長に補助金を請求するものとする。

(交付方法)

第13条 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の預金口座への振込みにより行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、他の方法によることができる。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 危険ブロック塀等の除却を取りやめたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合にお

いて、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。